

1 平成22年度東京都監理団体経営目標の達成度評価について

(1) 経営目標達成度評価制度の概要

- ① 都は、平成13年度から、監理団体改革の一環として、団体に自ら「経営目標」を設定させ、その達成度を評価している。達成度評価は、一般的な経営評価とは異なり、各団体が、目的や特性に応じて設定した年度目標に対して、その達成状況を評価するものである。
- ② 評価結果については、翌年度以降の経営改善に確実に反映させることにより、団体の更なる自律的経営を促進させる。
また、達成状況を都民に対して公開することで、都の監理団体として求められる公正で透明度の高い経営を徹底するとともに、都民に対する説明責任を果たす機能を有している。

(2) 平成22年度経営目標の達成状況

- ① 平成22年度の経営目標については、全33団体が、「都民・利用者」、「財務」、「内部管理」の3つの視点から、合計で303指標を設定している。
また、「環境配慮行動」の視点から、全団体が合計で45指標を設定している。
- ② 経営目標について、その95%以上を達成した団体は、対象33団体中20団体(61%)、90%以上95%未満を達成した団体は11団体(33%)、70%以上90%未満を達成した団体は2団体(6%)、70%未満の達成の団体については該当がなかった。

目標の達成率	評価	団体
95%以上	達成	(財) 東京税務協会 東京交通サービス(株) など20団体
95%未満 90%以上	ほぼ達成	(公財) 城北労働・福祉センター 東京臨海高速鉄道(株) など11団体
90%未満 70%以上	概ね達成	(公財) 東京都人権啓発センター (株) 多摩ニュータウン開発センター 2団体

70%未満	達成不十分	該当なし
-------	-------	------

(3) 役員報酬

経営目標を達成し、かつ局長等が求めた水準以上の顕著な実績をあげた団体の常勤トップは、23年度の役員報酬を5%増とすることができるが、経営目標の達成状況や局長等の評価が一定基準に達しなかった団体の常勤トップの役員報酬は5～10%削減となる。

今回、役員報酬の5%増が可能な団体は1団体であり、役員報酬が5%削減となる団体は2団体、10%削減となる団体は該当がなかった。

役員報酬の増減	団 体
5%増が可能	(公財) 東京都中小企業振興公社 1団体
5%減	(公財) 東京都人権啓発センター (株) 多摩ニュータウン開発センター 2団体
10%減	該当なし